

只見町養魚場指定管理者募集要項

第1条（目的）

指定する民間事業者等に、第2条に定める施設の管理業務を代行することで、民間事業者等が有する発想や専門的な手法を活用し、サービスの向上と管理経費の節減を図ることを目的とする。

第2条（対象となる施設とその概要等）

- 1 名称 ただみ養魚場
- 2 所在地 只見町大字只見字町下2592番地の3
- 3 施設概要 管理棟1棟、ふ化施設1棟、解体施設1棟、車庫、稚魚池、養魚池、揚水ポンプ、沈砂池

第3条（指定管理者が行う業務）

指定管理委託を受けた指定管理者が行う業務は以下のとおりとする。

- 1 水産業の振興に関すること。
- 2 淡水魚の養殖に関すること。
- 3 淡水魚の六次化商品及び加工品開発に関すること。
- 4 水産資源保護のための淡水魚の放流に関すること。
- 5 内水面漁業にかかる調査及び研究に関すること。
- 6 その他養魚場の運営管理に関すること。

第4条（指定管理委託する期間）

指定管理委託の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日とする。

第5条（申請の資格）

申請する団体の申請資格については、以下のとおりとする。

- 1 申請する団体の事務所または活動の拠点が只見町内にあること。
- 2 安全かつ円滑に施設を管理運営する能力を有すること。

第6条（申請書類）

申請書類は以下のとおりとする。

- 1 指定申請書（第1号様式）
- 2 事業計画書及び収支計画書
- 3 経営状況に関する書類
 - （1）商法法人は貸借対照表及び損益計算書
 - （2）その他の団体は収支計算書
- 4 定款、規約その他これらに類する書類
- 5 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人格のない団体にあっては、その構成状況を表す書類

第7条（申請受付期間）

申請書等の受付期間及び受付時間は以下のとおりとする。

- 1 令和5年10月6日（金）から令和5年11月6日（月）（土・日・祝日は除く）
- 2 午前8時30分～午後5時00分

第8条（申請書類提出先）

申請書等の提出先は、只見町役場 農林建設課 農林係 Tel.0241-82-5230

第9条（選定の基準）

「只見町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例」の第4条（選定方法等）に規定する基準を中心に総合的に判断し、申請者の中から選定するものとする。

なお、指定管理者選定審議会において次の内容により選考するものとする。

- （1）利用者の平等な利用が確保され、サービスの向上が図られること
- （2）管理に係る経費の縮減が図られること
- （3）管理・供給を安定して行う能力を有していること

第10条（その他）

- 1 指定管理者の施設使用料は無料とする。
- 2 管理運営に係る経費については、大規模改修及び除雪機械使用料及びそれに関する燃料費等を除き、指定管理者の負担とする。
- 3 施設の管理に関する詳細については、指定管理者と町が協議し協定を締結する。